

八王子市立式分方小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

八王子市立式分方小学校

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、教育委員会や家庭、地域、関係機関(警察、児童相談所)等と連携し、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

2 主な取り組み

(1)異学年交流活動の充実

- ①異学年交流活動を通して、自分だけでなく他者のことを大切にし、思いやりの気持ちを関わりの中で育み、望ましい人間関係の育成を図る指導を行う。
- ②コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③児童会や委員会活動における活動等、児童自身の主体的な参画による八王子サミットに向けた取組を行う。
- ④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2)未然防止や早期発見のための措置

- ①「学校いじめ対策委員会」を設置し、随時、児童の情報を共有し、組織的に対応する。「学校いじめ防止基本方針」を点検し、必要に応じて見直す。(毎週月曜日4時間目に実施。月一回 SSW も参加)

[構成員]校長・副校長・いじめ防止コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・SSW(月1回)

- ②「ふれあい月間」の取り組みとともに、児童へのアンケート、いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻〔学校の実践編〕(東京都教育委員会)94ページのチェックリストを活用し、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- ③毎週水曜日の午後を「いいなデイ会議」とし、情報共有、学校いじめ対策委員会への相談の場とする。
- ④スクールカウンセラーによる児童との二者全員面談(5年)を実施するなど相談活動を充実させる。
- ⑤特別活動の充実を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする意識を高める。
- ⑥全校朝会での校長講話等を通し、児童に生命の大切さに気付かせ、他者をいたわる心情を育む。
- ⑦子ども見守りシートを活用し、家庭での子どもの変化に対して対応できるようにする。

(3)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題ある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1)いじめの事実確認を徹底して行う。
- (2)いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を行う。
- (3)いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4)犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (5)学校運営協議会や学校サポートチーム、外部機関との連携のもと、当該児童が抱える問題の解決を図る。

4 重大事態への対処

- (1)教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2)いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3)教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

5 教員研修

(1) いじめ防止に向けた校内研修

- ・年間3回以上のいじめ防止などのための対策に関する研修を実施する。
- ・スクールロイヤーによる研修実施
- ・学校いじめに係る事例集を活用した研修の実施
- ・学校いじめ防止基本方針の活用

(2) いじめの防止等の基本的な方針と取組内容(保護者・地域向け資料)の理解

6 学校いじめ対策委員会の年間活動計画

※定例の学校いじめ対策委員会、いいなデイ会議は除く

	活動計画	備考
4	・学校の指導方針の周知・徹底 ・いじめに関する校内研修① ・保護者会での子ども見守りシートの周知、面談での活用	・学校におけるいじめの対応方針の確認 ・個別支援の必要な児童に対する理解
5	・個々の児童の情報交換と対応の検討	
6	・八王子いのちを考える日 ・いじめ防止に向けた学級作り ・いじめのない学級作り(経営方針の徹底) ・いじめ問題に対する学校の方針の説明 ・ふれあい月間アンケートの確認 ・相談できる大人の存在アンケート ・Q-Uの活用(1回目)	・いじめ対策委員会で確認する
7	・学校全体で気になる児童の対応を共通理解する ・個人面談	・面談を通して、保護者からの情報提供、早期対応 ・保護者の理解を得る
8	・オンライン朝の会(学期開始前の確認) ・いじめに関する校内研修②	・2回目はスクールロイヤー
9	・行事練習等の活動を通し、児童間の協力しあう心や思いやりを養う	・キャリアパスポートの活用
10	・Q-Uの活用(2回目)	
11	・ふれあい月間アンケートの確認 ・相談できる大人の存在アンケート ・行事を通し、児童間の協力しあう心や、思いやりを養う	・いじめ対策委員会で確認する
12	・相談できる大人の存在アンケート追跡調査 ・保護者会等、保護者からの情報や意見の聴取	
1	・いじめに関する校内研修③ ・いじめの実態把握、初期対応 ・オンライン朝の会(学期開始前の確認)	3回目はアンガーマネジメント
2	・いじめ、相談できない大人の次年度への引継ぎ確認	・被害児童と保護者への確認。
3	・次年度の学級編成等での配慮 ・いじめ防止基本方針の点検、見直し	・いじめ対策委員会で解消及び継続案件の確認。 ・問題行動等調査との確認。